

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、岐阜県及び美濃市が、私の個人情報を次の目的の範囲内で、収集・利用・提供することについて同意します。

なお、同意に当たっては、次の事項について説明を受け、承諾しました。

1 個人情報の収集・利用

岐阜県及び美濃市は、別添「岐阜県統計調査員等管理事務要綱」（以下「要綱」という。）第1条に定められた次の目的の範囲内で、別表に示した項目の個人情報を収集し利用します。

- 一 統計調査員の任免
- 二 統計調査員候補者の推薦又は選定
- 三 統計調査員確保対策事業
- 四 統計功労者の栄典・表彰

2 個人情報の提供

岐阜県又は美濃市は、管理する個人情報について要綱第1条で定められた目的のために国からその提出を求められた場合、求めに応じ必要と認められる範囲内で個人情報の提供を行います。

3 個人情報の管理方法

- (1) 岐阜県及び美濃市は、収集した個人情報を独立行政法人統計センターが所管する政府統計共同利用システム（調査員管理システム）に登載して管理します。
- (2) 個人情報の管理に当たっては、岐阜県個人情報保護条例及び美濃市個人情報保護条例並びに要綱、その他別に定める規定により適正に管理します。

年 月 日 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(本人署名の場合は、押印不要です。)

別表

区 分	項 目
(1) 基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ○調査員ID ○調査員種別 ○氏名（漢字） ○氏名（フリガナ） ○性別 ○生年月日 ○郵便番号 ○住所 ○電話番号又は携帯電話番号 ○登録年月日 ○登録地域 ○職業 ○備考 ○登録番号 ○常任番号 ○休止年月日 ○休止理由 ・ファクシミリ番号 ・メールアドレス ・通知方法 ・現職の有無 ・同行者情報 ・調査交通手段 ・振込口座名称 ・振込口座種類 ・振込口座名義 ・顔写真画像
(2) 調査従事実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ○統計調査名称 ○調査員／指導員区分 ○任命日 ○解任日
(3) 受賞実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ○功労名 ○受賞年月日
(4) 公職歴情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公職名 ・役職名 ・在職期間 ・年月数
(5) 研修実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ・研修名 ・研修年月日
(6) 報酬実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬名 ・報酬内容 ・報酬金額 ・支払い年月日

※ 表内○の項目は、県内全市町村で管理しています。その他の項目については、市町村ごとに管理体制が異なります。

岐阜県統計調査員等管理事務要綱

(目的)

第1条 本要綱は、統計調査員等を管理し、次の各号に定める事務を円滑に実施することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

- 一 統計調査員の任免
- 二 統計調査員候補者の推薦又は選定
- 三 統計調査員確保対策事業
- 四 統計功労者の栄典・表彰

(実施主体)

第2条 統計調査員等管理事務は、岐阜県及び市町村において行うものとする。

(統計調査員等)

第3条 統計調査員等とは、次の各号に定めた者の総称をいう。

- 一 統計調査員 岐阜県環境生活部統計課が所管する調査員調査の統計調査員（指導員を含む。）として、知事（国勢調査にあつては総務大臣）が任命した者をいう。
- 二 統計調査員候補者 統計調査員の候補者として、市町村長が推薦又は選定した者をいう。
- 三 管理システム登載調査員 過去に統計調査に従事した統計調査員又は、今後新たに統計調査に従事させるために市町村長が選考し、独立行政法人統計センターが所管する「政府統計共同利用システム（調査員管理システム）」（以下「管理システム」という。）に登載した者をいう。
- 四 登録調査員 管理システム登載調査員のうち、継続して統計調査に従事する意思のある者として市町村長が選考し、登録した者をいう。
- 五 非登録調査員 管理システム登載調査員のうち、活動を休止している登録調査員並びに、国勢調査又は農林業センサスのみに従事するために、市町村長が選任した者をいう。

(統計調査員等の確保)

第4条 市町村長は、公募、推薦その他の方法で統計調査員等を募集するものとする。

2 統計調査員等の資格要件は、次の各号に該当する者であるものとする。

- 一 心身ともに健全である者
- 二 統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- 三 統計調査事務に従事し得る時間的余裕を有し、かつ、支障なく業務を完了することができる者（過去に統計調査員として支障なく業務を完了した経験のある者を含む。）
- 四 調査により知り得た秘密を守ることができるものと認められる者

- 五 人格が円満であって、常識を有し、接遇上の問題がないと思われる者
 - 六 統計調査員としての仕事の性質上、不適格と思われる職業、活動若しくはそれらに類するものに従事していない者又は不適格と思われる経歴を有していない者
 - 七 原則として満20歳以上の者
- 3 市町村長は、第1項の募集に応じた者の中から、管理システムに登載すべきものを選択し、その者の同意を得た上で、遅滞なく管理システムに登載するものとする。

(調査員情報の管理)

- 第5条 知事は、管理システムに登載された統計調査員等の情報（以下「調査員情報」という。）のうち、調査従事実績情報及び受賞実績情報について管理システムを用いて管理するものとする。
- 2 市町村長は、調査員情報のうち、前項以外の情報について管理システムを用いて管理するものとする。

(調査員情報の削除)

- 第6条 知事は、市町村長からの依頼により、管理システム登載調査員を管理システムから削除することができるものとする。
- 2 市町村長は、管理システム登載調査員が次の各号の一に該当すると認められる場合、当該管理システム登載調査員の削除を遅滞なく知事に依頼するものとする。
- 一 自ら削除を希望する者
 - 二 転出等により調査活動に従事できない状況になった者
 - 三 10年以上調査活動に従事していない者（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
 - 四 所在が不明であることなどにより、登録継続の意思確認ができない者
 - 五 死亡した者、あるいは、心身の故障のため調査活動に支障があり又はこれに堪えないと認められる者
 - 六 所定の業務を適切に履行せず、調査に支障を生じさせた者
 - 七 統計調査員としてふさわしくない行為があった者
 - 八 第4条第六号に定める不適格な職業又は経歴を有するに至った者
- 3 知事は、市町村長から前項の依頼を受けたとき、必要に応じて市町村長と協議の上で、当該管理システム登載調査員の登載を継続させることができる。
- 4 知事及び市町村長は、知事が当該管理システム登載調査員の削除を行う日まで、その者の調査員情報を管理するものとする。

(登録調査員)

- 第7条 市町村長は、管理システム登載調査員のうち、継続して統計調査に従事する意思のある者を登録調査員として遅滞なく登録するものとする。
- 2 市町村長は、登録調査員が次の各号の一に該当すると認められる場合は、登録調査員

の登録を遅滞なく休止するとともに非登録調査員とするものとする。

- 一 自ら登録の休止を希望する者
- 二 5年以上調査に従事していない者（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
- 三 その他、当面の間統計調査員候補者となり得ない者

（登録調査員の基準数）

第8条 登録調査員の基準数は、国から通知された基準数をもとに、必要に応じて市町村における統計調査員の選任の実情を勘案した基準数を知事が決定し、市町村長に通知するものとする。

- 2 市町村長は、登録調査員数が前項で知事が決定した基準数を満たすよう努めるものとする。

（研修等）

第9条 知事は、市町村長が登録調査員に対して行う研修会等に協力するとともに、登録調査員に対し、必要に応じて資質向上のための資料及びその他の情報を提供するものとする。

（目的外使用の禁止）

第10条 知事及び市町村長は、調査員情報を第1条に定める目的以外に使用することができない。

（個人情報の適切管理）

第11条 知事及び市町村長は、調査員情報等の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、統計調査員等管理事務の実施方法等については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 岐阜県統計調査員候補者管理事務要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 新要綱施行の際、旧要綱により岐阜県統計調査員候補者管理事務システムに登録された管理システム登録統計調査員候補者は、新要綱による管理システム登録統計調査員とみなす。